平成２５年（フ）第１１号
和歌山県橋本市隅田町河瀬374番地の１　池之内マンション１号棟205号
債務者　谷本　純香
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
和歌山市大谷46番地の３　楠見団地２－３－17
債務者　山野明日香
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
和歌山県海南市黒江228番地12　フォーブルいこい101号室
債務者　道本　芳生
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
和歌山市岩橋661番地の９
債務者　堀田　智子
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
和歌山県橋本市紀見ケ丘３丁目13番１号
債務者　武田　善克
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
和歌山市船所184番地の２　ディアスくすみⅠ202
債務者　元山　真吾
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９号
山口県光市島田７丁目21番20号　三浦ハイツＦ棟102号
債務者　田村　康則
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１３１６号
東京都世田谷区深沢３丁目29―15―102
債務者　加藤恵美子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７号
東京都葛飾区亀有３丁目52―10―101
債務者　西山時子こと　劉　　時子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０９号
東京都葛飾区亀有１丁目13―１―406
債務者　桑原美代子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１号
東京都三鷹市深大寺１丁目２－６―101
債務者　木下なつみ
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２３号
神奈川県横浜市港北区新吉田東６丁目42―43―105
債務者　齋藤　孝夫
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８号
東京都大田区大森北６丁目16―20　内山方301
債務者　小倉　治夫
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３１号
東京都荒川区荒川２丁目17―７
債務者　粕谷みゆき
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３２号
東京都杉並区高井戸西２丁目５－１―406
債務者　稲川由紀子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３３号
東京都世田谷区玉川３丁目29―２―106
債務者　内海　恵理
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部